

# 平成 28 年度鳥取・島根広域連携協働事業 公開審査会

日時：平成 28 年 6 月 28 日（火）

13：50～16：00

場所：鳥取県西部総合事務所第 5 会議室

## 次 第

### 1 開 会 （13：50）

（1）委員紹介 [資料 2 参照]

（2）説明

- ・スケジュール
- ・審査方法及び審査基準 [資料 3・4 参照]

### 2 提案団体説明 （14：00～）

○海藻肥料を活用した里山・里海の再生事業

（農業の未来へ繋ぐプロジェクトチーム）

○藻が～る 一鬼太郎もびっくり！ご縁を結ぶ中海のお・ご・の・りー

（海藻資源の循環により結ばれる地域づくり事業共同体）

※1 団体あたりプレゼン 12 分以内、質疑応答 12 分程度

### 3 審査会 （15：00～）

※非公開

### 4 審査結果発表・講評 （15：30～）

## 平成 28 年度鳥取・島根広域連携協働事業 事業提案者一覧

受付 番号	事業名	共同事業体名	団体名	所在県	県担当課
1	海藻肥料を活用 した里山・里海の 再生事業	農業の未来へ 繋ぐプロジェクト チーム	NPO 法人 未来守りネットワーク	鳥取県	鳥取県 生活環境部 水・大気環境課
			NPO 法人 眞知子農園	島根県	島根県 環境生活部 環境政策課 宍道湖・中海 対策推進室
2	藻が～る 一鬼太郎も びっくり！ご縁を 結ぶ中海の お・ご・の・りー	海藻資源の循環 により結ばれる 地域づくり事業 共同体	認定 NPO 法人 自然再生センター	島根県	島根県 環境生活部 環境政策課 宍道湖・中海 対策推進室
			社会福祉法人 養和会 F&Y 境港	鳥取県	鳥取県 生活環境部 水・大気環境課

## 平成 28 年度鳥取・島根広域連携協働事業 審査委員名簿

氏名 (敬称略)	区分	所属名・役職名
泉 美智子	学識経験者等	公立大学法人鳥取環境大学経営学部准教授
金野 和弘	学識経験者等	公立大学法人島根県立大学総合政策学部准教授
天満 浩子	企業等関係者	株式会社新日本海新聞社西部本社企画開発部記者
南木 憲治	企業等関係者	中国労働金庫島根県営業本部

## 平成 28 年度鳥取・島根広域連携協働事業 審査方法(案)

### 1. 審査委員会

- (1) 「鳥取・島根広域連携協働事業審査委員会」において、応募書類、行政担当所属意見、審査会における提案者のプレゼンテーションにより審査し、採択事業を決定するものとする。
- (2) 審査基準は、別表のとおりとする。
- (3) 審査会において、事業採択の結果を公表する。

### 2. 評価基準

- (1) 審査基準の各審査項目について、次の基準により評価する。

5点：できている	審査表の視点欄に示されていることが認識できるものであり、当事業の趣旨の実現が十分に見込める。
4点：ほぼできている	審査表の視点欄に示されていることがある程度認識でき、当事業の趣旨の実現がある程度見込める。
3点：普通	審査表の視点欄に示されていることがある程度認識でき、当事業の趣旨の実現に課題も見受けられるが、実施にあたり改善することで概ね対応できる。
2点：あまりできていない	審査表の視点欄に示されていることが認識できない部分が多く、当事業の趣旨の実現に課題が多い。
1点：できていない	審査表の視点欄に示されていることがほとんど認識できず、当事業の趣旨の実現が困難と見込まれる。

- (2) 以下の項目については加重評価を行う（カッコ内は加重割合）。
  - ・ 審査項目② 両県の連携効果（2倍）
  - ・ 審査項目③ 協働の相乗効果（2倍）
  - ・ 審査項目⑦ 地域課題の解決、事業実施後の継続性（2倍）

### 3. 事業採択の選考方法

- (1) 採択は、満点数の70%以上の得点を最低条件とする。
- (2) 採択は、点数順に採択する。
- (3) 採択件数・事業費総額は、1件程度、400千円以内とする。
- (4) 得点が同点の場合は、審査委員の協議による。

### 4. 審査委員が関与している案件の取り扱い

特定の審査委員が関与している団体からの申請については、その委員を審査から除外し、残った委員の採点による得点の平均値に当該審査から除外した委員数を乗じて得られた点数（小数点以下切り捨て）を合計点に加える。

## 平成 28 年度鳥取・島根広域連携協働事業 審査基準（案）

審査項目及び配点	審査の視点
①提案事業の目的、目標 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両県の地域課題の解決を目的、目標としているか</li> <li>・目的、目標は明確かつ妥当か</li> <li>・公共性、公益性が高いか</li> </ul>
②両県の連携効果 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進につながるか</li> <li>・両県が連携することによって、単独で行うよりも高い相乗効果が上げられるか</li> <li>・両県の地域社会への貢献が同程度に期待されるか</li> </ul>
③協働の相乗効果 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同体と両県事業担当課が協働することによって、単独で行うよりもより高い相乗効果が上げられるか</li> </ul>
④共同体と両県事業担当課の役割分担、スケジュール (5点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同体と両県事業担当課の役割分担は明確かつ妥当か</li> <li>・事業実施のスケジュールは適正かつ妥当か</li> </ul>
⑤提案事業の先進性、実効性 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか</li> <li>・両県の官民相互の連携促進にモデル性を有しているか</li> <li>・効果的で具体性、実効性があるか</li> </ul>
⑥共同体の事業遂行能力、予算の妥当性 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同体には企画を練り上げて遂行していく能力があるか</li> <li>・共同体自らが実施する事業か</li> <li>・予算規模、内容は妥当なものであり、参加者負担金などの財源は適当か</li> </ul>
⑦地域課題の解決、事業実施後の継続性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の主体的な取り組みとなり地域課題の解決に繋がるか</li> <li>・助成事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか</li> </ul>
合計点 (50点)	